

第 17 号議案

国立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の
一部を改正するものである。

国立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例案

国立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成
26年10月国立市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小学校」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。
第18条において同じ。)」に改める。

第10条第3項第4号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。
付則第2項中「小学校」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。第
18条において同じ。)」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。